

## 総務委員会審査日程表

日時 令和6年2月28日（水）

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

- 第1 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度流山市一般会計補正予算（第7号））
- 第2 議案第3号 令和5年度流山市一般会計補正予算（第8号）
- 第3 議案第8号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第4号 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第5号 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第6号 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第7号 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第9号 財産の取得について（市野谷小学校用地）
- 第9 所管事務の継続調査について

## 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布された。これに伴い建築基準法が改正され、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下、「大規模修繕等」という。）に対する新たな認可制度が創設されたことから、手数料区分を追加するほか、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 建築基準法関係（別表第9）

既存不適格建築物の大規模修繕等を行う際の接道義務及び道路内建築制限の規制を緩和する認定制度の創設に合わせて、手数料区分を新設する。

##### 【改正前】別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
34 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円

##### 【改正後】別表第9 建築基準法関係

手数料を徴収する事務の区分	金額
34 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 28,000円
35 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査	1件につき 32,000円

#### (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係（別表第1、第11及び第13）

法令の題名の改正に併せて、該当する別表の改正を行う。

##### 【改正前】建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

##### 【改正後】建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

### 3 施行期日について

令和6年4月1日（改正法の施行日と同日）

「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「標準令」という。）に定められる手数料の標準額については、定期的に見直しが行われているところであり、令和5年12月6日付けで標準令の一部を改正する政令が交付され、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定に基づく危険物製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可等に関する手数料の改定が行われたことから、流山市手数料条例の一部についても改正を要するもの。

2 改正の背景

令和2年3月2日付け消防庁危険物保安室から発出された「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について」の通知により、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化され、タンク所有者はタンクの開放点検時に、浮き屋根に係る詳細点検を実施することとなった。

これにより、浮き屋根の不具合が多く見つかるようになり、消防法第11条第1項に基づく許可において確認すべき事項が増えたことで審査時間が増加しており、これまで積算に反映されてこなかった。また、前回の手数料見直し以降の職員単価、物価及び消費税率の上昇についても、積算に反映されていないことから、これらについて新たに手数料の積算に加え、手数料額に反映させる必要があるもの。

3 施行日

令和6年4月1日から施行

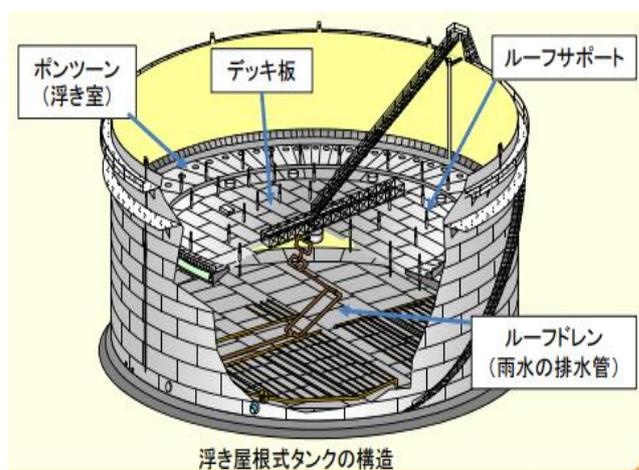
4 改正内容一覧

「別表第15」

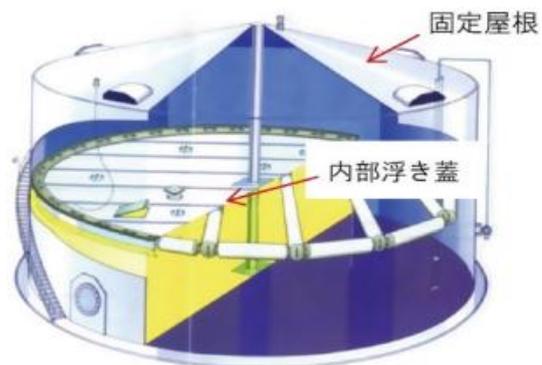
	設置許可申請に対する審査手数料を徴収する事務の区分	改正後	改正前
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が、 1,000キロリットル以上 5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,450,000円	1件につき 1,180,000円
	5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,720,000円	1件につき 1,410,000円
	10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,920,000円	1件につき 1,590,000円
	50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,360,000円	1件につき 1,950,000円
	100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,740,000円	1件につき 2,270,000円
	200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,640,000円	1件につき 4,550,000円
	300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	1件につき 7,240,000円	1件につき 5,820,000円
	400,000キロリットル以上のもの	1件につき 8,790,000円	1件につき 7,070,000円

5 補足資料

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の例



浮き蓋式特定屋外タンク貯蔵所の例



## 流山市附属機関に関する条例の一部改正（案）について

### 1 趣旨・背景

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種を受けた者に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、被接種者に対して医療費等を支給する予防接種健康被害救済制度という制度があります。

予防接種健康被害救済制度の申請窓口は、予防接種を受けた者が居住する市町村であり、市が設置する流山市予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）にて、当該事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集、必要と考えられる場合の特殊検査又は剖検の実施についての助言等を行い、その意見を以て、都道府県を通じ厚生労働省へ進達します。

調査委員会は、流山市附属機関に関する条例（昭和 46 年流山市条例第 6 号）の規定に基づき委員の構成や任期等を定めており、このうち、関係行政機関の職員の委員については定数を 2 人として定め、これまで流山市を管轄している松戸保健所に依頼して 2 人を委嘱してきました。

今般、松戸保健所から、保健所業務の多忙等を理由に調査委員会への委嘱について 1 人減員の要望がありましたが、松戸保健所以外の関係行政機関からの選任は難しく、定数である 2 人の確保が困難となっています。

一方で、松戸市や我孫子市等の近隣市町村は、関係行政機関の委員は 1 人であり、調査委員会の運営は適正に行われていることから、本市においても関係行政機関の委員を 1 人と改めるものです。

## 2 改正内容

流山市予防接種健康被害調査委員会を構成する委員のうち、関係行政機関の職員の定数を2人から1人に改めるものです。

### 【新旧対照表】

改正後						改正前					
流山市附属機関に関する条例 昭和46年3月16日条例第6号						流山市附属機関に関する条例 昭和46年3月16日条例第6号					
別表						別表					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
(略)						(略)					
流山市予防接種健康被害調査委員会	予防接種により生じた健康被害について、医学的な見地から必要な調査を行い、市長に報告すること。	会長 副会長 委員	1 医師会を代表する者 2 関係行政機関の職員 3 学識経験を有する者 4 部内の職員	3人 <b>1人</b>	2年	流山市予防接種健康被害調査委員会	予防接種により生じた健康被害について、医学的な見地から必要な調査を行い、市長に報告すること。	会長 副会長 委員	1 医師会を代表する者 2 関係行政機関の職員 3 学識経験を有する者 4 部内の職員	3人 <b>2人</b> 1人 1人	2年
(略)						(略)					

## 3 施行日（予定）

令和7年12月1日

## 4 改正後の事務手続きの変更点

調査委員会の構成人数をより実態に即したものにできます。

また、1人とすることで新しい委員を委嘱する際の事務負担を減らすことができます。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部改正（案）について

1 趣旨・背景

令和 5 年 6 月 9 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号、以下「改正法」といいます。）が公布され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号利用法」といいます。）が一部改正されることに伴い、番号利用法別表第 2 が廃止されることとなりました。

また、改正法により「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）も同様に一部改正され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることとなり、令和 6 年 12 月 2 日をもって、現行の健康保険証は廃止されることになりました。

これらの改正を踏まえ、「流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年流山市条例第 28 号、以下「独自利用条例」といいます。）において番号利用法別表第 2 を参照している条項に改正が必要となるとともに、健康保険証の記載情報（医療保険給付関係情報）により保険資格等の確認を行っている事務について、庁内の連携により特定個人情報の利用を行うため、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

番号利用法の別表第2が廃止されることに伴い、当該表を引用している箇所を改め、国民健康保険法等の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、健康保険証の記載情報の確認を行っている事務について、当該情報を庁内連携において利用する特定個人情報として追加するものです。

- ・番号利用法第19条第8号に規定する「特定個人番号利用事務」を定義します。
- ・番号利用法第19条第8号に規定する「利用特定個人情報」を定義します。
- ・改正前の番号利用法別表第2を参照する事項を改めます。
- ・健康保険証の記載情報（医療保険給付関係情報）により確認を行っている事務について、庁内での医療保険給付関係情報の利用を可能とします。

【条例の改正箇所：資料2】

## 3 施行日（予定）

改正法における番号利用法改正の施行の日から施行

## 4 改正後の事務手続きの変更点

行政手続における個人番号の利用及び提供について適正な運用を図ることができます。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年流山市条例第28号）新旧対照表 改正部分のみ抜粋、網掛け・下線部分が変更部分

改正部分のみ抜粋

改正後	改正前
<p>流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月13日条例第28号</p>	<p>流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年10月13日条例第28号</p>
<p>（定義）</p>	<p>（定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>（1）～（5）省略</p>	<p>（1）～（5）省略</p>
<p><b>（6）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</b></p>	<p><b>（新設）</b></p>
<p><b>（7）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</b></p>	<p><b>（新設）</b></p>
<p>（個人番号の利用範囲）</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p>
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<b>特定個人番号利用事務</b>とする。</p>	<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<b>法別表第2の第2欄に掲げる事務</b>とする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>3 市長又は教育委員会は、<b>特定個人番号利用事務</b>を処理するために必要な限度で<b>利用特定個人情報</b>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<b>当該利用特定個人情報</b>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>3 市長又は教育委員会は、<b>法別表第2の第2欄に掲げる事務</b>を処理するために必要な限度で<b>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</b>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<b>当該特定個人情報</b>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>



改正後			改正前				
		て規則で定めるもの			て規則で定めるもの		
11	市長	流山市精神障害者入院医療費支給規則による精神障害者入院医療費の一部の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、 <b>地方税関係情報及び医療保険給付関係情報</b> であって規則で定めるもの	11	市長	流山市精神障害者入院医療費支給規則による精神障害者入院医療費の一部の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 <b>及び地方税関係情報</b> であって規則で定めるもの
19	市長	流山市ひとり親家庭等医療費等助成規則によるひとり親家庭等の父母等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 <b>生活保護関係情報及び医療保険給付関係情報</b> であって規則で定めるもの	19	市長	流山市ひとり親家庭等医療費等助成規則によるひとり親家庭等の父母等に対する医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報 <b>及び生活保護関係情報</b> であって規則で定めるもの
20	市長	流山市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、 <b>生活保護関係情報及び医療保険給付関係情報</b> であって規則で定めるもの	20	市長	流山市子ども医療費の助成に関する規則による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報 <b>及び生活保護関係情報</b> であって規則で定めるもの
23	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<b>医療保険給付関係情報、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に</b>	23	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<b>法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報</b>





改正後		改正前	
	<p>支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報、同法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報及</p>		

改正後			改正前		
		<p>び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項であって規則で定めるもの</p>			<p>_____であって規則で定めるもの</p>

## 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 条例改正の背景

現在、いじめ対策調査会が行う「①いじめ防止対策について審議する会議」、「②いじめ重大事態に係る調査活動等」に対する委員報酬として、『流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例』に基づき、日額24,800円を支給しています。

調査会では現在、①の会議として、会議時間が2時間程度の定例の会議を行うほか、②の調査活動等として、関係者への聴取・面談等による調査、収集した情報の整理・検証、調査報告書等の文書作成等の活動を行っているところですが、②については、個々の活動によって、短時間で終了する場合や長時間を要する場合もあることから、①の会議とは異なり、現行の日額での報酬支給に馴染まない側面があります。

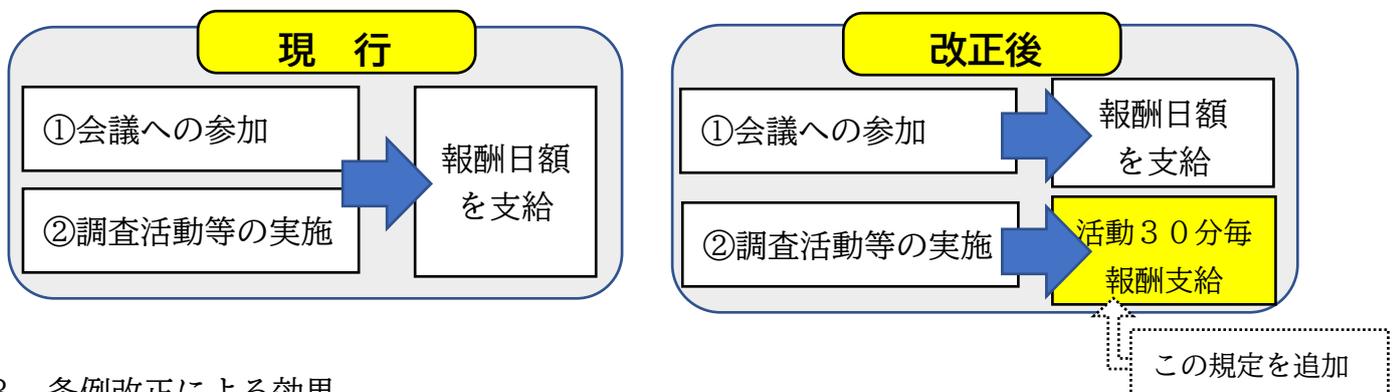
この点について、弁護士をはじめとした専門性の高い委員を安定的に確保し、これらの委員が本業による時間的制約の下でも柔軟に業務を実施頂くため、条例の一部を改正し、調査活動の実態に即した報酬支給をできるようにするものです。

また、学校事故調査委員会においても、いじめ対策調査会と同様に、関係者への聴取等の調査活動を行うことが想定されるため、当該委員会の報酬も併せて改正します。

### 2 条例改正の内容

○流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（一部改正）

- ① いじめ対策調査会において調査等の活動を行った場合には、報酬を日額ではなく、活動30分当たり5,000円を支給する（別表第2関係）。
- ② 学校事故調査委員会において学校事故の調査等の活動を行った場合には、報酬を日額ではなく、活動30分当たり5,000円を支給する（別表第2関係）。



### 3 条例改正による効果

調査活動の活動時間に応じた報酬支給により

- ①委員の安定的な確保が可能に
- ②本業の状況に応じた役務提供が可能に



調査活動の

- ・持続性、継続性
- ・充実化、迅速化

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 平成14年3月27日条例第4号 別表第2（第6条関係）		○流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 平成14年3月27日条例第4号 別表第2（第6条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
入札監視委員会委員	日額 13,000円	入札監視委員会委員	日額 13,000円
介護認定審査会委員	日額 24,800円	介護認定審査会委員	日額 24,800円
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額 24,800円	障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額 24,800円
教育支援委員会委員	日額 24,800円	教育支援委員会委員	日額 24,800円
いじめ対策調査会委員	日額 24,800円（委員が会議に出席する場合） 30分当たり 5,000円（委員が調査、収集した情報の整理・検証、報告書等の文書作成、打合せ等の業務を実施する場合）	いじめ対策調査会委員	日額 24,800円
学校事故調査委員会委員	日額 24,800円（委員が会議に出席する場合） 30分当たり 5,000円（委員が調査、収集した情報の整理・検証、報告書等の文書作成、打合せ等の業務を実施する場合）	学校事故調査委員会委員	日額 24,800円
学校運営協議会委員	日額 2,200円	学校運営協議会委員	日額 2,200円
その他法令又は条例の規定による附属機関の委員	日額 7,200円	その他法令又は条例の規定による附属機関の委員	日額 7,200円

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について（概要）

1 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給を開始するほか、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定を行う等、所要の改正を行う。

2 主な改正の内容

（1）勤勉手当について

会計年度任用職員に給与として勤勉手当を支給する規定を加える。

上記に伴い、流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）について、育児休業をしている職員のうち勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文の会計年度任用職員を除く規定を削る。

（2）期末手当の支給月数について

令和5年度まで勤勉手当の支給がないことへの措置として加算していた部分を月数から減じて、常勤職員に準じた月数で支給する。

		令和5年度	令和6年度以降
6月	期末手当	1.250月分	1.225月分
	勤勉手当	支給なし	1.025月分
12月	期末手当	1.350月分	1.225月分
	勤勉手当	支給なし	1.025月分
年間計		2.600月分	4.500月分

（3）その他の改正

- ア フルタイム会計年度任用職員の給料の上限を定める規定の改正
- イ 任期の定めに関する規定の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。</p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、<u>流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）別表第1の行政職給料表に規定する2級93号給の給料月額を超えない範囲内で規則で定める。</u></p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、<u>月額292,100円</u>を超えない範囲内で規則で定める。</p>
<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）</p> <p>第4条 <u>給与条例</u>第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとす</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）</p> <p>第4条 <u>流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）</u>第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に規定する週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとす</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 _____</p> <p>_____</p> <p>2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期 _____</p> <p>_____の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第11条の2 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p>	<p>る。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の135」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)を同じくするものに限る。次項及び第21条において同じ。)の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p>

改正後	改正前
<p>第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）</p> <p>第21条の2 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用について準用する。この場合において、同条第2項中</p>	<p>第21条 給与条例第19条から第19条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条 _____ において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）          第24条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）          第24条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者_____が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。</p>

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第7条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第7条 流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p>
<p>_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（_____ <u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>